東京都板橋区あいキッズ条例施行規則

平成２６年１月９日東京都板橋区教育委員会規則第１号

（目的）

第１条　この規則は、東京都板橋区あいキッズ条例（平成２５年板橋区条例第４４号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（あいキッズの利用者）

第２条　条例第６条第１号に規定する「特に必要があると認める児童」とは、次の各号に掲げる者とする。

（１）あいキッズを実施する小学校（以下「実施校」という。）以外の板橋区立小学校の特別支援学級に在籍する児童

（２）実施校の小学校区域内に居住する、板橋区立小学校以外の小学校、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）で規定する各種学校（我が国に居住する外国人をもっぱら対象として教育を行うもの。以下「各種学校」という。）及び特別支援学校（以下「特別支援学校」という）に在籍する児童

（３）その他、教育委員会が必要があると認めるとき。

２　条例第６条第２号に規定する「保護者の就労等により、家庭において乙時間に適切な保護を受けることができないもの」とは、同居の保護者が別表の利用基準のいずれかに該当する児童とする。

３　条例第６条第２号イに規定する「特に必要があると認めるもの」とは、次の各号に掲げる者とする。

（１）実施校の特別支援学級に在籍する児童のうち、第４学年から第６学年までに在籍する児童

（２）第１項第１号に該当する児童

（３）実施校の小学校区域内に居住する、板橋区立小学校以外の小学校又は各種学校に在籍する児童のうち、第１学年から第３学年までに在籍する児童

（４）特別支援学校に在籍する児童

（５）その他、教育委員会が必要があると認めるとき。

（利用の手続）

第３条　あいキッズを利用しようとする者は、条例第７条の規定により、次の各号に掲げる手続きを行わなければならない。

（１）条例第５条第１項第１号に規定する甲時間を利用する者（以下「甲時間利用者」という。）は、「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」（別記第１号様式）を、教育委員会に提出しなければならない。

（２）条例第５条第１項第２号に規定する乙時間を利用する者（以下「乙時間利用者」という。）は、「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」（別記第１号様式）に、就労証明書（別記第２号様式）又は申立書（別記第３号様式）及び教育委員会が定める証明書類を添付のうえ、教育委員会に提出しなければならない。

（利用の承認等）

第４条　教育委員会は、第３条第２号の規定に基づく申請書を受理したときは、利用資格その他必要な事項について審査を行う。

２　教育委員会は、前項の審査を行うにあたって必要があると認めるときは、乙時間利用者及び保護者に対し、面接又は必要な書類の提出を求めることができる。

３　教育委員会は、第１項の審査の結果、利用基準に該当している者に利用の承認をする。

４　教育委員会は、前項により利用を承認した者に対しては、あいキッズ利用承認通知書（別記第４号様式）により、利用を承認しない者に対しては、あいキッズ利用不承認通知書（別記第５号様式）により通知する。

（利用の不承認）

第５条　条例第８条第１号に規定する「心身に著しい障がいがあり、集団生活に適さないと認められるとき。」とは、利用時間内に投薬などの医療行為を行わなければならないときとする。

（乙時間の利用承認期間）

第６条　乙時間利用者の利用承認期間は、利用を開始した日以後における最初の３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、第３条第２号の規定に基づき提出された申請書に、利用申請期間の指定がある場合は、前項に定める期間を限度として、指定された期間を利用承認期

間とする。

（利用時間の変更）

第７条　乙時間利用者は、利用時間の変更を希望するときは、あいキッズ利用状況変更申請書（別記第６号様式）を、教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、前項により利用時間の変更を承認した者に対しては、あいキッズ利用状況変更承認通知書（別記第７号様式）により、利用時間の変更を承認しない者に対しては、あいキッズ利用状況変更不承認通知書（別記第８号様式）により通知する。

（保護者の届出事項）

第８条　あいキッズを利用する児童の保護者は、その住所、連絡先その他保護者の状況に変更があったときは、速やかにあいキッズ申請事項変更届（別記第９号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用の休止）

第９条　乙時間利用者が、１月以上利用を休止しようとするときは、あいキッズ利用休止届（別記第１０号様式）をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

（利用の辞退）

第１０条　乙時間利用者が、乙時間の利用を辞退しようとするときは、あいキッズ利用辞退届（別記第１１号様式）を前月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

（利用登録の取消し）

第１１条　教育委員会は、条例第９条の規定により利用の登録を取り消すときは、あいキッズ利用登録取消通知書（別記第１２号様式）により通知する。

（利用承認の取消し）

第１２条　教育委員会は、条例第１０条の規定により利用の承認を取り消すときは、あいキッズ利用承認取消通知書（別記第１３号様式）により通知する。

（利用の停止）

第１３条　教育委員会は、条例第１１条の規定により利用の停止をするときは、あいキッズ利用停止通知書（別記第１４号様式）により通知する。

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、緊急に利用を停止する必要があると認めるときは、口頭により通知することができる。

（利用の制限）

第１４条　条例第１２条に規定する制限とは、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）教育委員会が必要と認める期間の利用の中断

（２）利用時の保護者又は保護者に代わる者の付き添い

（３）利用できる場所の限定

（４）その他、教育委員会が認める制限

２　条例第１２条に規定する「特に必要があると認めるとき」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）利用者自身の危険認識がなく、危険行動を制止できないとき。

（２）利用者が頻繁に他者に危害を加え、防止することができないとき。

（３）その他、あいキッズの運営上支障があると認められるとき。

３　教育委員会は、前項により利用を制限するときは、あいキッズ利用制限通知書（別記第１５号様式）により通知する。

４　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、緊急に利用を制限する必要があると認めるときは、口頭により通知することができる。

５　教育委員会は、利用の制限を解除するときは、あいキッズ利用制限解除通知書（別記第１６号様式）により通知する。

（利用料の徴収方法）

第１５条　条例第１３条に規定する利用料は、乙時間の利用日数にかかわらず、利用する月の末日（金融機関の休業日にあっては、その直後の営業日）までに、口座振替の方法により、当月分を納付しなければならない。ただし、第１１条に規定するあいキッズ利用休止届を提出した場合には、利用しなかった月分の利用料は徴収しない。

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に認めた場合は、別に定める方法により納付することができる。

（利用料の減免）

第１６条　条例第１４条に規定する利用料を免除する場合は、利用者の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を

受けている者であるときとする。

2　条例第１４条に規定する利用料を減額する場合及び減額する額は、次のとおりとする。

（1）　利用者の保護者が、利用年度において住民税非課税者又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１９条に基づく就学援助受給者であるとき。

ア　乙時間利用者のうち、午後５時から午後６時まで利用する者　600円

イ　乙時間利用者のうち、午後５時から午後７時まで利用する者　1,200円

（2）　その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。　教育委員会がその都度定める額

（利用料の減免手続）

第１７条　利用者が前条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとするときは、あいキッズ利用料減額免除申請書（別記第１７号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2　教育委員会は、利用料を減額又は免除することを決定したときは、あいキッズ利用料減額免除承認通知書（別記第１８号様式）により、減額又は免除しないことを決定したときは、あいキッズ利用料減額免除不承認通知書（別記第１９号様式）により、通知する。

（利用料の還付）

第１８条　条例第１５条ただし書に規定する利用料の全部又は一部を還付することができる特別の理由及び還付金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　自然災害等、乙時間利用者又はその保護者の責めに帰さない理由により、１ヶ月以上にわたり乙時間の利用ができなかったとき。　利用できなかった月分の利用料

（2）　前号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。　教育委員会が相当と認める額

2　前項の規定により利用料の還付を受けようとする者は、あいキッズ利用料還付申請書（別記第２０号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（委任）

第１９条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（施行期日）

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

（実施のための準備）

2　募集その他この規則を施行するために必要な準備行為、第３条の利用の手続及び第５条の利用の承認等は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第２条関係）

同居の保護者の利用基準

同居の保護者の状態	
就労	条例第５条第２号に規定する乙時間のうち、利用しようとする時間に１月につき12日（土曜日及び日曜日を除く。）以上勤務し、就労（通勤時間を含む。）している場合
疾病	（1）　条例第５条第２号に規定する乙時間のうち、利用しようとする時間に入院又は１月につき12日（土曜日及び日曜日を除く。）以上の通院を概ね１月以上要する場合 （2）　居宅内において常時臥床、精神性疾患又は感染性疾患により概ね１月以上療養を要する場合
心身障がい	身体障害者手帳１級から４級又は愛の手帳１度から４度を有する場合
看護・介護	（1）　概ね１月以上居宅内において、常時看護又は介護を行う場合 （2）　条例第５条第２号に規定する乙時間のうち、利用しようとする時間に１月につき12日（土曜日及び日曜日を除く。）以上、居宅外で、看護又は介護を行う場合
就学又は技術習得	条例第５条第２号に規定する乙時間のうち、利用しようとする時間に１月につき12日（土曜日及び日曜日を除く。）以上、居宅外で就学又は技術習得をしている場合
ＰＴＡ活動、町会・自治会活動、学校支援活動等	条例第５条第２号に規定する乙時間のうち、利用しようとする時間に１月につき5日（土曜日及び日曜日を除く。）以上、居宅外でＰＴＡ活動、町会・自治会活動、学校支援活動等を行う場合
その他	その他、明らかに児童の保護に欠けると認められる場合